

## 国民健康保険高齢受給者証・ 後期高齢者医療被保険者証の更新

問い合わせ

市民健康課医療年金係 ☎ 22-7734

下記の対象者へ、新しい証を7月下旬に送付しますので、8月1日から使用してください。

※手続きは不要です。

病院の窓口で支払う自己負担割合は、毎年8月1日を基準日として、前年の住民税課税所得が145万円以上ある70歳以上の人は、原則として自己負担割合が3割となります。

対象者	証の種類	証の色(旧) (有効期限:平成27年7月31日)	証の色(新) (有効期限:平成28年7月31日)
70～74歳の国保加入者	高齢受給者証	ねずみ色	桃色
後期高齢者医療制度加入者	被保険者証(保険証)	紫色	ねずみ色

※有効期限(7月31日)を過ぎた証は、各自で破棄するか市民健康課・支所・出張所へ返却してください。

## 入院時等の一部負担金の限度額適用・ 食事代の減額認定の申請を

問い合わせ

市民健康課医療年金係 ☎ 22-7734

入院するときは、申請を行い、減額認定証の交付を受け、病院の窓口で提示することで医療費の自己負担額が軽減されます。非課税世帯の人は、下表の食事代の減額も適用されますので、事前に申請しましょう。

後期高齢者医療の  
加入者



国民健康保険高齢受  
給者証を持っている人



左記以外の国保  
加入者(非課税世帯)



左記以外の国保  
加入者(課税世帯)



制度	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定制度	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定制度	国民健康保険限度額適用認定制度																					
内容	入院時等の一部負担金に限度額を適用し、食事代を減額する制度		入院時等の一部負担金に限度額を適用する制度																					
対象	後期高齢者医療加入者で世帯全員が市民税非課税の人(低所得Ⅱ)※平成26年度も引き続き市民税非課税世帯の人は申請不要	70歳以上の国保加入者で、世帯主及び全ての国保加入者が市民税非課税の人(低所得Ⅱ)	70歳未満の国保加入者で、世帯主及び全ての国保加入者が市民税非課税の人(非課税世帯)																					
	上記に該当し、収入が一定基準以下の人(低所得Ⅰ)		70歳未満の国保加入者で、左記以外の人(上位所得者・一般)																					
内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">月額限度額</th> </tr> <tr> <th>外来のみ</th> <th>入院を含む</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低所得Ⅱ</td> <td rowspan="2">8,000円</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得Ⅰ</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	月額限度額		外来のみ	入院を含む	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	低所得Ⅰ	15,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>月額限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非課税世帯</td> <td>35,400円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	月額限度額	非課税世帯	35,400円							
	区分	月額限度額																						
外来のみ		入院を含む																						
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円																						
低所得Ⅰ		15,000円																						
区分	月額限度額																							
非課税世帯	35,400円																							
食事代	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">月額限度額</th> </tr> <tr> <th>90日まで</th> <th>90日を超える入院※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低所得Ⅱ</td> <td>1食210円</td> <td>1食160円</td> </tr> <tr> <td>低所得Ⅰ</td> <td>1食100円</td> <td>1食100円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	月額限度額		90日まで	90日を超える入院※	低所得Ⅱ	1食210円	1食160円	低所得Ⅰ	1食100円	1食100円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>月額限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総所得金額が901万円を超える人</td> <td>252,600円+(医療費-842,000円)×1%</td> </tr> <tr> <td>総所得金額が600万円超～901万円以下の人</td> <td>167,400円+(医療費-558,000円)×1%</td> </tr> <tr> <td>総所得金額が210万円超～600万円以下の人</td> <td>80,100円+(医療費-267,000円)×1%</td> </tr> <tr> <td>総所得金額が210万円以下の人</td> <td>57,600円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	月額限度額	総所得金額が901万円を超える人	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	総所得金額が600万円超～901万円以下の人	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	総所得金額が210万円超～600万円以下の人	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	総所得金額が210万円以下の人	57,600円
区分	月額限度額																							
	90日まで	90日を超える入院※																						
低所得Ⅱ	1食210円	1食160円																						
低所得Ⅰ	1食100円	1食100円																						
区分	月額限度額																							
総所得金額が901万円を超える人	252,600円+(医療費-842,000円)×1%																							
総所得金額が600万円超～901万円以下の人	167,400円+(医療費-558,000円)×1%																							
総所得金額が210万円超～600万円以下の人	80,100円+(医療費-267,000円)×1%																							
総所得金額が210万円以下の人	57,600円																							
	※長期入院該当：認定を受けてからの入院が90日を超えると、食事代が160円になります。新たに申請が必要です。																							
必要なもの	後期高齢者保険証、印かん	国民健康保険証、国民健康保険高齢受給者証、印かん	国民健康保険証、印かん																					
	※長期入院該当：上記のもの、減額認定証、90日を超えた入院がわかるもの(領収書、入院証明書など)																							

# 後期高齢者医療制度 平成27年度の保険料

問い合わせ

市民健康課医療年金係

☎ 22-7734

後期高齢者医療制度の平成27年度保険料率は昨年と変わりません。

均等割額 44,032円 所得割率 8.43%

### <保険料の決め方>

均等割額 + 所得割額 = 年間保険料額 (限度額 57万円)

※保険料は、4月から翌年3月までの1年間で計算します。

※所得割額 =  $(\text{総所得金額等} - \text{基礎控除 (33万円)}) \times 0.0843$

### 所得の低い世帯の被保険者への保険料軽減

所得の低い世帯の被保険者や、健保組合等(国保および国保組合は除く)の被扶養者であった被保険者には、これまでと同じく軽減措置があります。

#### ① 所得割額の軽減

波線の金額が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

### ② 均等割額の軽減

※5割・2割軽減については、軽減の対象所得の基準が拡

充されました。

※所得が公的年金の場合は、軽減判定の際15万円を限度として控除があります。

※所得等の申告がない場合は、軽減されません。

世帯内の被保険者と世帯主の平成26年中所得の合計額		軽減後の均等割額
33万円以下	世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他所得なし)	9割軽減 4,403円/年
	上記以外の人	8.5割軽減 6,604円/年
33万円 + 26万円 × 被保険者数以下の場合		5割軽減 22,016円/年
33万円 + 47万円 × 被保険者数以下の場合		2割軽減 35,225円/年

### ③ 健保組合等の被扶養者であった被保険者について

後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合等(国保および国保組合は除く)の被扶養者であった被保険者については、均等割額が9割軽減になり、所得割額の負担はありません。

平成27年度の年間保険料額は、4,403円になります。

### 国民健康保険税と後期高齢者医療保険料が二重にかかることはありません

後期高齢者医療制度の被保険者になると、制度加入前の医療保険の資格は喪失します。後期高齢者医療制度加入前に国民健康保険に加入していた場合、後期高齢者医療制度に加入した月から国民健康保険税はかからなくなります。

ただし、国民健康保険税は世帯主に請求するため、後期高齢者医療制度に加入した人が世帯主となっている世帯に国民健康保険の加入者がいるときは、世帯主に国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の通知が届きます。

### 保険料に関する通知書について

①平成26年所得をもとに計算した保険料額決定通知書は、7月中旬に送付します。

②保険料の支払方法は、原則、年金天引き(特別徴収)となりませんが、7月から9月は納付書等(普通徴収)により支払う場合があります。

③保険料に関する通知書が届いた場合には、計算・支払方法等のご確認をお願いいたします。

# 国民健康保険税の課税限度額等を変更します

問い合わせ

税務課市民税係

☎ 22-7732

国民健康保険税は、世帯ごとに計算し世帯主に課税されます。税額は、①医療保険分、②後期高齢者支援金等分、③介護納付金分の3つの合計額になっています。

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の課税限度額(課税額の上限)が変更されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の基準額を次のとおり変更します。

詳しくは、お問い合わせください。

### 国民健康保険税課税限度額

区分	H26年度
医療保険分	51万円
後期高齢者支援金分	16万円
介護納付金分	14万円



H27年度	
	52万円
	17万円
	16万円

### 軽減の判定基準

軽減割合	H26年度
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円 + (24.5万円 × 被保険者数) 以下
2割軽減	33万円 + (45万円 × 被保険者数) 以下



H27年度	
	33万円以下
	33万円 + (26万円 × 被保険者数) 以下
	33万円 + (47万円 × 被保険者数) 以下